

◆補助を受けるための要件（全ての要件を満たすこと）

1 建て主の要件

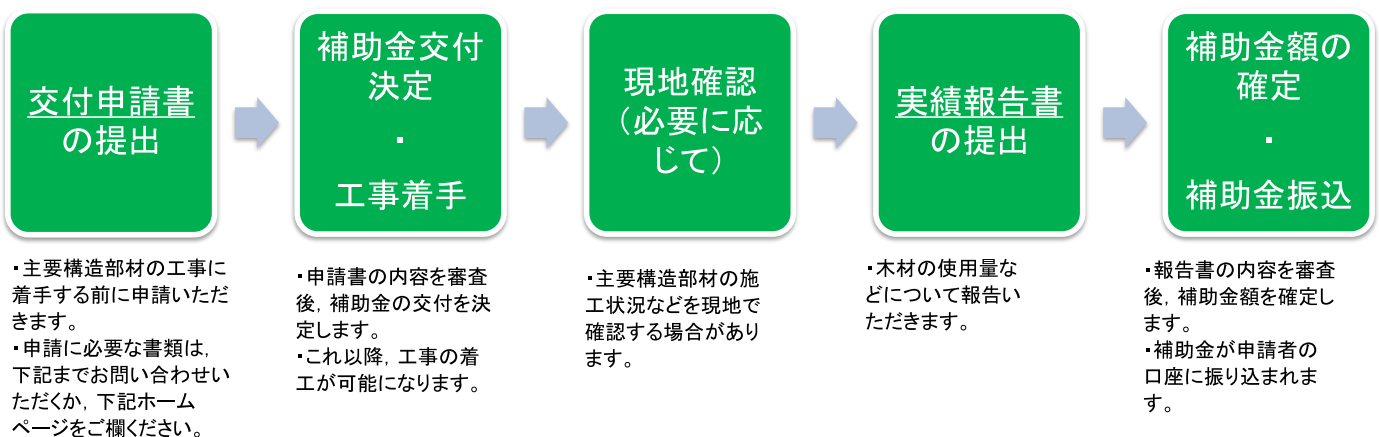
- (1) 県内に自ら居住するために木造住宅を新築する方であること。
- (2) 県税の滞納のない方であること。
- (3) 建設現場を見学会などの県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。
- (4) 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。

2 住宅の要件

	一般	東日本大震災・令和元年度台風19号で半壊以上罹災した住宅を再建する場合
(1)	宮城県内に自ら居住用とする木造戸建て新築住宅であること。	
(2)	主要構造部材に宮城県産材を60%以上かつ優良みやぎ材を40%以上使用すること。	主要構造部材に宮城県産材を50%以上かつ8㎡以上使用すること。
(3)	宮城県内に本社、支社や支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。	
(4)	令和3年3月31日（水）までに主要構造部材の施工が完了し、宮城県産材及び優良みやぎ材使用量並びに現地の確認が可能であること。	

※既に住宅が完成している場合は対象となりませんので御注意ください。

◆手続きの流れ



必要書類の提出先・お問い合わせ先

宮城県水産林政部林業振興課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL 022-211-2912

E-Mail rinsinf@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/ekojuutaku-top.html>

詳しい手続きの流れや
様式のダウンロードは
こちらから

県HPのQRコード

